

山梨県医療勤務環境改善支援センター 概要

1 背景（医療機関の勤務環境改善をめぐる現状）

■ 医療機関の勤務環境改善問題

労働行政だけで解決することは困難

≡背景となる医療行政上の課題（例：医師、看護師等医療従事者の確保対策等）と一体で解決することが必要

■ 医療法を改正し、
医療機関の勤務環境改善について医療政策の観点から位置づけ
→ 都道府県（医療政策担当部局）が主体的に関与

■ 医師・看護職員をはじめとした医療従事者の勤務環境改善を「医療従事者の確保・定着」のための課題として位置づけ、ワークライフバランスなど幅広い観点を視野に入れた取組を推進

2 医療勤務環境改善に関する改正医療法の規定（平成26年10月1日施行）

■ 改正医療法の関連する条文（医療機関の勤務環境改善関連） ※平成27年4月以降、条文番号が変更

第四節 医療従事者の確保等に関する施策等

第三十条の十九 病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所に勤務する医療従事者の勤務環境の改善その他の医療従事者の確保に資する措置を講ずるよう努めなければならない。

第三十条の二十 厚生労働大臣は、前条の規定に基づき病院又は診療所の管理者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

第三十条の二十一 都道府県は、医療従事者の勤務環境の改善を促進するため、次に掲げる事務を実施するよう努めるものとする。

- 一 病院又は診療所に勤務する医療従事者の勤務環境の改善に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。
- 二 病院又は診療所に勤務する医療従事者の勤務環境の改善に関する調査及び啓発活動を行うこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、医療従事者の勤務環境の改善のために必要な支援を行うこと。

2 都道府県は、前項各号に掲げる事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

3 都道府県又は前項の規定による委託を受けた者は、第一項各号に掲げる事務又は当該委託に係る事務を実施するに当たり、医療従事者の勤務環境の改善を促進するための拠点としての機能の確保に努めるものとする。

4 第二項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第三十条の二十二 国は、前条第一項各号に掲げる事務の適切な実施に資するため、都道府県に対し、必要な情報の提供その他の協力をを行うものとする。

医療機関の管理者は？
医療従事者の勤務環境改善等への取組

厚生労働省は？
医療機関の管理者が講ずべき措置の「指針」策定（※「手引き書」）

都道府県は？
医療機関の勤務環境改善を促進するための支援（相談、情報提供、助言、調査、啓発活動その他の援助）

そのため「医療勤務環境改善支援センター」機能を確保

国は？
都道府県の活動をバックアップ（調査研究、情報提供その他）

3 山梨県医療勤務環境改善支援センターの概要



医療機関

・勤務環境改善に向け、医療従事者の離職防止、子育て支援、働き方の改善に取り組みたい。



(相談：医療労務管理関係)

(相談：医業経営関係など)

山梨県医療勤務環境改善支援センター

◎勤務環境改善に取り組む医療機関を総合的にサポート
 ・医療労務管理アドバイザー（社会保険労務士等）と
 医業経営アドバイザー（医業経営コンサルタント等）
 が医療機関からの相談等に対応・支援。

- ・勤務シフト見直し
- ・労働時間管理
- ・休暇取得促進
- ・就業規則の作成・変更
- ・賃金・安全衛生・福利厚生に関することなど

(医業経営アドバイザー)
 診療報酬面、医療制度・医事法制面、組織マネジメント・経営管理面 など

(看護管理アドバイザー)
 看護管理、看護記録、看護過程、教育・研修体制、医療安全 など

(連携)

(連携)

医療労務管理 支援事業

- 医療労務管理
アドバイザー
山梨県社会保険労務士会
(山梨労働局委託事業)
- ◆労務管理面に関する
相談窓口

一体的に支援

医業経営 アドバイザー事業

- 医業経営
アドバイザー
日本医業経営
コンサルタント協会
(山梨県委託事業)
- ◆医業経営面に
関する相談窓口

看護管理 アドバイザー事業

- 看護管理
アドバイザー
豊富な知識・経験を
持つ認定看護師等
(山梨県事業)
- ◆看護管理面に
関する相談支援

【センターの主な業務】

- ①医療勤務環境改善マネジメントシステム等に関する周知・啓発
- ②医療機関の実態やニーズの把握
- ③医療勤務環境改善マネジメントシステムの導入・定着等の支援

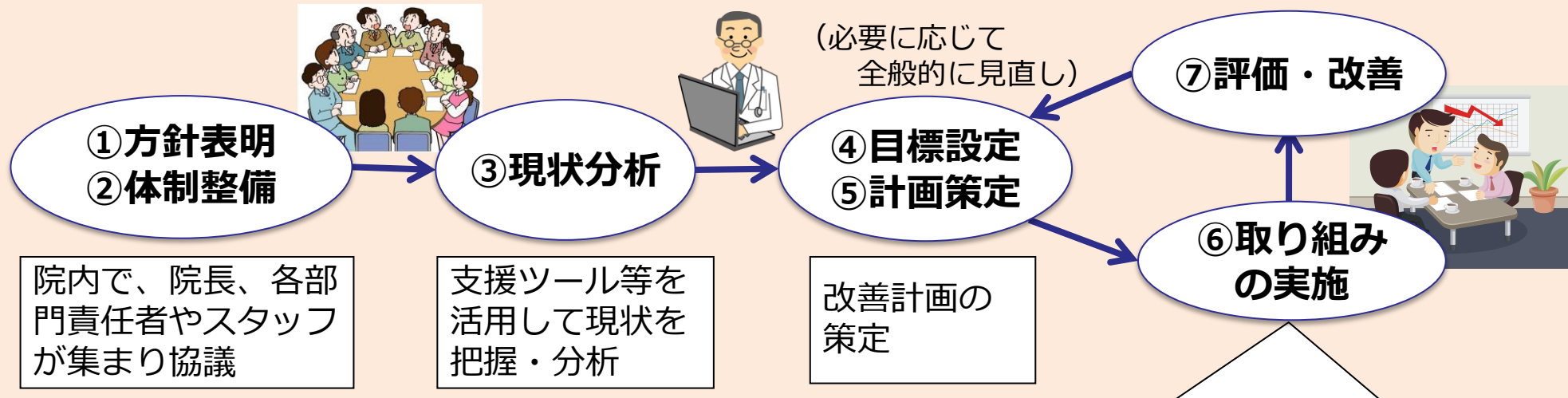


連携して対応

勤務環境改善マネジメント
システム導入支援

勤務環境改善マネジメントシステム

勤務環境改善マネジメントシステムとは、各医療機関において、『医師、看護師、事務職員等の幅広い医療スタッフの協力の下、一連の過程を定めて継続的に行う自主的な勤務環境改善を促進することにより、快適な職場環境を形成し、医療スタッフの健康増進と安全確保を図るとともに、医療の質を高め、患者の安全と健康の確保に資すること』を目的として、各医療機関のそれぞれの実態に合った形で、自主的に行われる任意の仕組み。



①方針表明 - 組織的な取組であること -

取組の最終目的は「雇用の質」の向上による「医療の質」の向上であることから、取組が最終的に経営的な成果を創り出し、また患者の安全と健康を守ることにつながるものであることをしっかりと意識した方針を打ち出すことが大切。

勤務環境改善の取組は、特定の職種を対象としたり、福利厚生として行うものなどと限定してしまうと、その効果も限定されてしまい、そもそも何のために行うのか目的を失いかねないため、目的を明確化し、組織全体としての取組であることを認識すること。

「雇用の質」向上のための取り組み

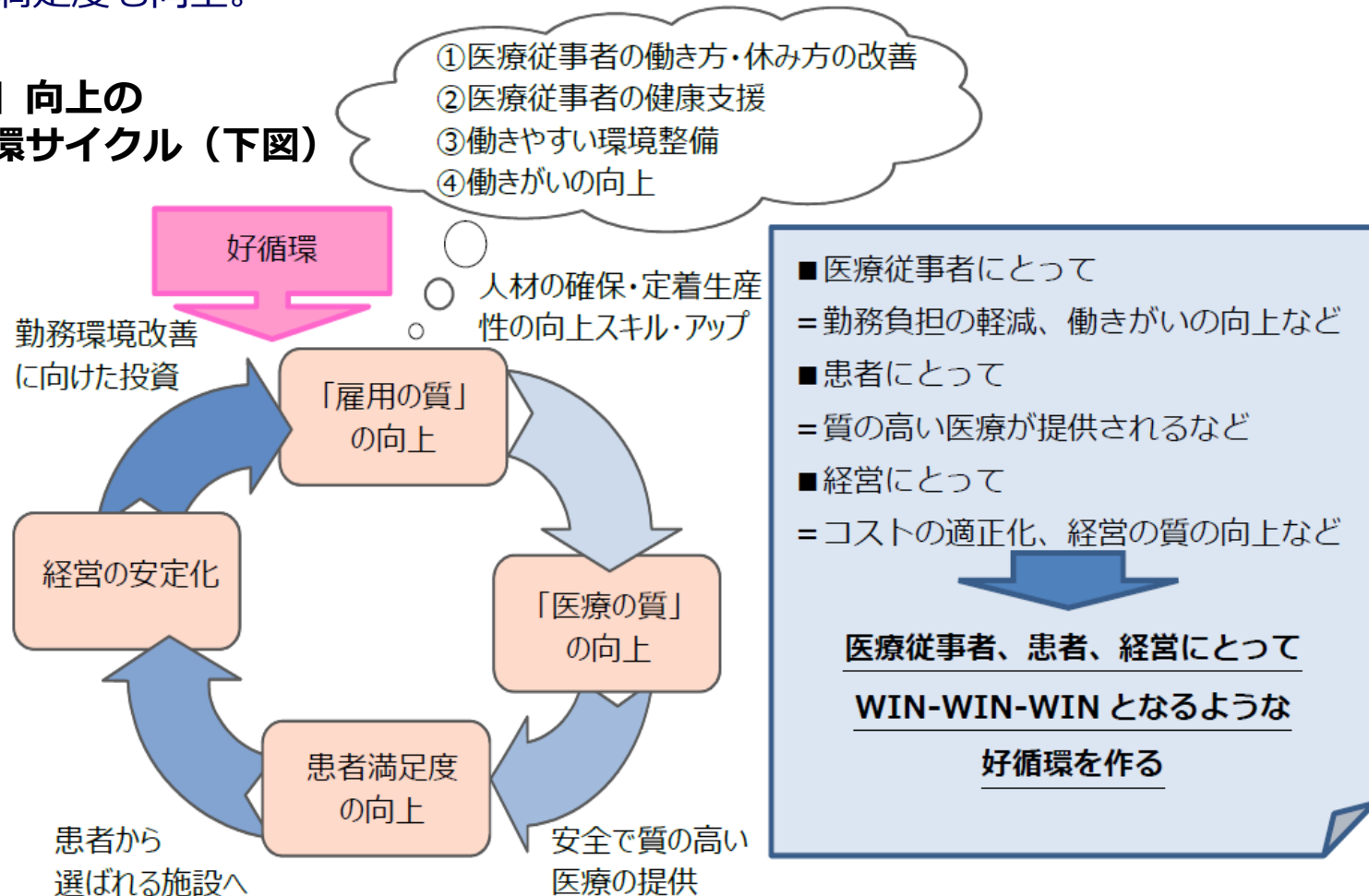
- (1) 医療従事者の働き方・休み方の改善
 - ・多職種の役割分担・連携(チーム医療推進)
 - ・勤務シフトの工夫 など
- (2) 職員の健康支援
 - ・職員のメンタルヘルス対策 など
- (3) 働きやすさの確保のための環境整備
 - ・院内保育所の整備
 - ・短時間正職員制度の導入
 - ・ハラスメント対策 など
- (4) 働きがいの向上
 - ・医療スタッフのキャリア形成支援 など



4 医療勤務環境改善の意義

- 医療機関が、「医療の質の向上」や「経営の安定化」の観点から、自らのミッションに基づき、ビジョンの実現に向けて、組織として発展していくことが重要。
そのためには、医療機関において、医療従事者が働きやすい環境を整え、専門職の集団としての働きがい高めるよう、勤務環境を改善させる取組が不可欠。
- 勤務環境の改善により、医療従事者を惹きつけられる医療機関となるだけでなく、「医療の質」が向上し、患者の満足度も向上。

「雇用の質」向上の 好循環サイクル（下図）



お気軽にご相談ください！！

○医療労務管理に関する相談窓口(医療労務管理アドバイザーによる相談窓口)

・場所等：山梨医療労務管理相談コーナー

山梨県社会保険労務士会内(甲府市酒折1丁目1-11 日星ビル)

・電話：055-225-2071

・受付時間：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

(祝祭日、年末年始等を除く。)

○医療勤務環境改善支援センター全般(医業経営アドバイザーによる相談窓口)

・場所：山梨県福祉保健部医務課内(甲府市丸の内1丁目6-1 県庁5階)

・電話：055-223-1480

・受付時間：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

(祝祭日、年末年始を除く。)